新規の特殊健康診断検査項目

のご案内

2020年7月1日法改正施行に関連した検査項目に対応しています

物質名	検査項目	基準値	備考
スチレン	尿中フェニルグリオキシル酸 (PGA) + 尿中マンデル酸(MA) (尿中のマンデル酸及び フェニルグリオキシル酸 の総量)	430mg/L*1 400mg/g•Cr*2	用途:合成樹脂原料等 IARC*3の発がん分類:2B(ヒトに対して発がん性がある可能性がある) 当該物質を扱う作業者は特殊健康診断の一次健診に尿中のマンデル酸及びフェニルグリオキシル酸の総量の測定が追加されます。 マンデル酸は従来から検査項目にありましたが、フェニルグリオキシル酸の検査項目を新規に承っております。
メチルイソブチルケトン (MIBK)	尿中メチルイソブチルケトン (MIBK)	1.7mg/L* ¹ 1mg/L* ²	用途:合成樹脂などの溶媒、塗料の溶剤等 IARC3の発がん分類:2B 当該物質を扱う作業者は特殊健康診断の一次健診に医師が必要と認める場合は、尿中のメチルイソブチルケトンの量の測定が追加されます。
カドミウム又は その化合物	尿中カドミウム	5μg/g∙Cr*²	用途:合金の成分材料、顔料、二次電池の電極、メッキ材料等IARC*3の発がん分類:1(ヒトに対する発がん性がある) 当該物質を扱う作業者は特殊健康診断の一次健診に血液中のカドミウムの量の測定、二次健診に医師が必要と認める場合は尿中のカドミウムの量の測定が追加されます。
	血中カドミウム	5μg/L*²	

- *1 日本産業衛生学会 生物学的許容値
- *2 ACGIH(米国産業衛生専門家会議) BEIs
- *3 IARC(国際がん研究機関)

Cr: クレアチニン濃度(g/L)



お問い合せ

TEL: 075-823-2591

FAX: 075-823-0527



₩一般財団法人京都工場保健会衛生検査所

尿中メチルイソブチルケトン濃度(尿中 MIBK)

検体の採取方法のご案内

VOC とは揮発性有機化合物のことをいい、多くは人体に有害です。 代表的なものはトルエン、キシレン、メタノール、 アセトン、メチルイソブチルケトン(MIBK)など、様々な種類があります。 尿中の VOC 濃度を分析することで、 体内に有機化合物がどの程度とりこまれたかを推察することができます。この手法を生物学的モニタリングと いいます。尿中に含まれる VOC は空気中に揮発していく性質があるため、採尿から分析までの間、完全に 密封した状態で保存しておく必要があります。

検体の採取と送付のお願い

- ●有機溶剤の揮発を防ぐ為、ガラス製スクリューキャップ試験管いっぱいに尿を入れてください。
- ●検体は冷蔵(4~10℃)で保管してください(冷凍は避けてください)
- ●送付時に試験管の蓋が外れないように蓋を確実に閉めてください
- ●送付用の梱包箱も準備しておりますので、ご入用の場合はお申し付けください(無料)

ポイント

●液体の表面張力を利用し、尿が試験管から溢れる寸前まで尿を ゆっくり入れます。



●空気が入らないように蓋を閉めて ください。

このとき尿が溢れ出ますのでご注意 ください。

手袋の着用をおすすめします。









当検査所では尿中VOCをヘッドスペース -GC/MS 法で分析しています。

お問い合せ

TEL: 075-823-2591 FAX: 075-823-0527



〒604-8472 京都市中京区西ノ京北壺井町67番地

URL http://www.kyotokojohokenkai.jp/health/



